

個人番号カード(マイナンバーカード)をつくりませんか

個人番号カード(マイナンバーカード)(以下、マイナンバーカードという)の取得には、大きく分けて2つの方法があります。

◎役場で申請する方法

申請希望日の予約が必要です。(住民人権課☎32-1104)
本人確認書類と通知カード等を持ってお越しください。
申請書を記入し、顔写真を撮影します。

申請方法のポイント

- ・役場に来庁するのは原則1度だけ
- ・カードの顔写真は役場で無料撮影

受け取り方法

申請から1～2カ月後に町から本人限定受取郵便で自宅に郵送します。



◎ご自身で申請する方法

1. スマートフォンによる申請

スマートフォンのカメラでご自身の顔写真を撮影します。

「個人番号カード交付申請書※」に記載されているQRコードを読み込み、交付申請用サイトにアクセスし、画面に従って申請書IDやメールアドレスなどの必要事項を入力の上、顔写真を添付して申請します。

※マイナンバーカードを未申請の人へ、地方公共団体システム機構が1月より順次申請書を送付中(ただし、令和2年10月31日現在75歳以上の人と令和2年中に出生や転入等で「個人番号通知書」または「通知カード」の送付を受けた人は除く)

2. パソコンによる申請

デジタルカメラなどで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。

上記1と同様に交付申請用サイトにアクセスし、必要事項を入力の上、顔写真を添付して申請します。

3. 郵便による申請

「個人番号カード交付申請書※」に記入するか、「手書き用の個人番号カード交付申請書」をダウンロードして必要事項を記入の上、顔写真を貼り付け、個人番号カード交付申請書を送付用封筒に入れ、郵便ポストに投函します。

◇交付申請の詳細、「手書き用の個人番号交付申請書」および申請時の送付用封筒のダウンロードについては、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)をご覧ください。

※「個人番号カード交付申請書」が必要な人は、住民人権課で交付しますので、詳しくはお問い合わせください。

受け取り方法

申請から1～2カ月程度で、町から「個人番号カード交付申請書(ハガキ)」を本人宛てに郵送します。

希望受取日時を予約したうえで、役場へお越しください。